学校給食用物資納入業者として指定を受けたときは、学校給食の運営に協力するとともに、次に掲げる事項を誓約いたします。

記

- 1 食品衛生法等の関係法令を順守し、学校給食衛生管理基準に基づき食品を納入します。
- 2 次に該当する食品については、納入いたしません。また、可能な限り、使用原材料の原産国 が明らかである食品を取り扱いいたします。
 - (1) 有害または不必要な食品添加物(着色料、保存料、漂白剤等)が添加された食品。
 - (2) 内容表示、期限表示(賞味期限・消費期限)、製造業者及び販売業者等の名称や所在地、 使用原材料、保存方法が明らかでない食品。
- 3 納入の際には、次の項目を事前に確認のうえ、指定の日時と場所に納品いたします。
 - (1) 品名、数量、製造業者名及び所在地、生産地。
 - (2) 品質、鮮度、包装容器等の状況 (箱や袋の汚損の有無等)、異物混入や異臭の有無。
 - (3) 期限表示(賞味期限、消費期限)、製造年月日、品温(運搬の際、適切な温度管理を行っていたかどうかを含む。)、ロットに関する情報。
- 4 学校給食センターの指示により、原材料及び加工食品については、製造業者及び食品納入業 者等が定期的に実施する微生物及び理化学検査の結果、あるいは生産履歴等を提供いたします。
- 5 取り扱い物資に健康被害や問題等の発生またはそのおそれがある場合、直ちに学校給食センターへ報告いたします。
- 6 納入した物資が原因で発生した事故については、一切の責任を負います。
- 7 納入物資のうち規格外のもの、量目が不正確のもの、衛生上不適当なもの等は、直ちに補充 または交換をします。
- 8 物資発注後納品できなくなり、学校給食に支障をきたした場合の全責任は、当方で負担します。
- 9 学校給食センターに出入りする従業員等の健康管理を徹底し、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等体調の悪い従業員等は従事させません。
- 10 献立等の変更及び中止により発注済物資の量が変更になっても、損害賠償の申し立てはしません。
- 11 その他学校給食運営上の必要な指示に従うとともに、法令またはこの誓約に違背すること等により登録の取り消しがあっても、これに伴う損害は請求しません。

令和 年 月 日

山田町教育委員会 教育長 松葉 覚 様

住 所名 称代表者名